

武庫川女子大学動物実験規程

〔平成 19 年 10 月 1 日
規程第 5 号〕

改正 平成 23 年 4 月 1 日

平成 26 年 4 月 1 日

前文

大学等における動物実験を伴う生命科学研究は、人の健康・福祉・先端医療の開発展開のみならず、動物の健康増進等における研究分野の進展においても必要な手段である。このような観点から武庫川女子大学では、平成元年に「武庫川女子大学動物実験指針」を制定し、動物実験の適正な運用の啓発に当たってきた。その後、社会的な動物実験への理解が深まり、法的な整備も大きく進展してきたため、動物実験のより適正化を図るべく、「武庫川女子大学動物実験指針」を廃止し、平成 19 年「武庫川女子大学動物実験規程」（以下「本規程」という。）を制定するに至った。平成 23 年 5 月、さらに社会情勢に即したものとするため、本規程の大幅な改訂を行うこととした。

本規程は、「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）」（以下「法」という。）、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成 18 年環境省告示第 88 号）」（以下「飼養保管基準」という。）、及び文部科学省が策定した「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成 18 年 6 月）」（以下「基本指針」という。）を踏まえ、日本学術会議が作成した「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（平成 18 年 6 月）」を参考に、科学的観点、動物愛護の観点及び環境保全の観点並びに動物実験等を行う教職員・学生等の安全確保の観点から、動物実験等の実施方法を定めるものである。

第 1 章 総則

（趣旨及び基本原則）

- 第 1 条** 本規程は、武庫川女子大学（以下「本学」という。）における動物実験等を適正に行うため、動物実験委員会の設置、動物実験計画の承認手続等必要な事項を定めるものとする。
- 2 動物実験の実施については、法、飼養保管基準、基本指針、内閣府告示の「動物の処分方法に関する指針」、その他の法令等に定めがあるもののほか、本規程の定めるところによるものとする。
- 3 動物実験等の実施に当たっては、法及び飼養保管基準に即し、動物実験等の原則である次の各号に掲げる 3R(Replacement、Reduction、Refinement)に基づき、適正に実施しなければならない。
- (1) Replacement（代替法の利用：科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用すること。）
- (2) Reduction（使用数の削減：科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により実験動物を適切に利用することに配慮すること。）
- (3) Refinement（苦痛の軽減：科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によって実施しなければならないこと。）

（定義）

- 第 2 条** 本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物実験等 実験動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用、その他の科学上の利用に供することをいう。
- (2) 動物実験施設等 実験動物を恒常的に飼養若しくは保管又は動物実験等を行う施設・設備をいう。
- (3) 実験室 動物実験に実験操作（48 時間以内の一時的保管を含む。）を行う動物実験室であって、動物実験施設以外のものをいう。
- (4) 実習室 学生等が実験動物を扱う実習を行う実習室をいう。
- (5) 施設等 動物実験施設、実験室及び実習室をいう。
- (6) 実験動物 動物実験等の利用に供するため、施設等で飼養又は保管している哺乳類、鳥類、爬虫類又は両生類等に属する動物（施設等に導入するために輸送中のものを含む。）をいう。
- (7) 動物実験計画 動物実験等の実施に関する計画をいう。
- (8) 動物実験実施者 動物実験等を実施する者をいう。
- (9) 動物実験責任者 動物実験実施者のうち、動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいう。
- (10) 管理者 学長の命を受け、実験動物及び施設等を管理する者（動物実験等を実施する各学部の長）をいう。
- (11) 実験動物管理者 管理者を補佐し、実験動物に関する知識及び経験を有する実験動物の管理を担当する者をいう。
- (12) 飼養者 実験動物管理者又は動物実験実施者の下で、動物実験の飼養又は保管に従事する者をいう。
- (13) 管理者等 学長、管理者、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者をいう。
- (14) 飼養保管基準等 法、飼養保管基準をいう。
- (15) 指針等 動物実験等に関して行政機関の定める基本指針及びガイドラインをいう。

第2章 適用範囲

第3条 本規程は、本学において実施される哺乳類、鳥類、爬虫類及び両生類等の生体を用いる全ての動物実験等に適用する。

- 2 動物実験責任者は、動物実験等の実施を本学以外の機関に委託等する場合には、委託先においても、基本指針又は他省庁等の行政機関の定める動物実験等に関する基本指針に基づき、動物実験等が実施されることを確認しなければならない。
- 3 本学の教職員・学生等が他の研究機関等において行う動物実験等については、当該他の研究機関等の内部規程を遵守して実施するものとする。この場合において、当該動物実験等に係る動物実験計画については、第12条の規定により承認を得なければならない。

第3章 組織

第4条 学長は、動物実験計画の承認、実施状況及び結果の把握、動物実験施設及び実験室の承認、教育訓練、自己点検・評価、情報公開、その他動物実験等の適正な実施に関して報告又は助言を行う組織として、第4章に定める武庫川女子大学動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第4章 動物実験委員会

（委員会の役割）

第5条 委員会は、次の事項を審議又は調査し、学長に報告又は助言する。

- (1) 動物実験計画に係る飼養保管基準、指針等及び本規程への適合性に関すること。
- (2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること。
- (3) 施設等及び実験動物の飼養保管状況に関すること。
- (4) 動物実験等及び実験動物の適正な取扱い並びに関係法令等に関する教育訓練の内容又は体制に関すること。
- (5) 自己点検・評価に関すること。
- (6) その他、動物実験等の適正な実施のために必要な事項に関すること。

2 委員会は、学長の委託を受け、第9章に定める教育訓練を行う。

(委員会の構成)

第6条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 動物実験等に関して優れた識見を有する者 3名（動物実験に関して優れた識見を有する者として動物実験経験10年以上若しくは同等の経験ある教授）
- (2) 実験動物に関して優れた識見を有する者 3名（実験動物に関して優れた識見を有する者として実験動物取り扱い経験10年以上若しくは同等の経験ある教授 3名）
- (3) 学識経験を有する者 1名（人文・社会科学系（非実験系）の教授 1名）
- (4) その他、学長が必要と認めた者 若干名

2 前項の委員は、学長が任命する。

(委員長等)

第7条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員会に副委員長を置き、委員の互選により選出する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故等があるときは、その職務を代行する。

(委員の任期)

第8条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(議事)

第9条 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。ただし、第4項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りでない。

3 議事は出席委員の過半数をもって決する。

4 委員は、自らが動物実験責任者となっている動物実験計画の審査に加わることができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席して発言することができる。

5 委員長は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(秘密の保持)

第10条 委員は、動物実験計画に関し知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。ただし、法令上別の定めがある場合は、この限りでない。

(担当事務)

第11条 委員会に関する事務は、事務局経理部研究活性支援課が所轄し、実務は動物実験委員会委員長が所属する学部事務室が行うものとする。

2 担当事務は、委員会開催に関する議事録等の作成及び保存等を行わなければならない。

第 5 章 動物実験等の実施

(動物実験計画の立案、審査、手続)

第 12 条 動物実験責任者は、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する観点から、次に掲げる事項を踏まえて、年度ごとに動物実験計画を立案し、所定の動物実験計画書(様式 1、1-2)を学長に提出しなければならない。

(1) 研究の目的、意義及び必要性

(2) 代替法を考慮して、実験動物を適切に利用すること。

(3) 実験動物の使用数削減のため、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度と再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮すること。

(4) 実験動物の苦痛の軽減を考慮して、動物実験等を適切に行うこと。

(5) 苦痛度の高い動物実験等、例えば、致死的な毒性試験、感染実験、放射線照射実験等を行う場合は、動物実験等を計画する段階で人道的エンドポイント(実験動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミング)の設定を検討すること。

2 学長は、動物実験責任者から動物実験計画書の提出を受けたときは、委員会に審査を付議し、その結果に基づき、実験計画の承認、非承認を決定し、当該実験責任者に通知しなければならない。

3 動物実験責任者は、動物実験計画について学長の承認を得た後でなければ、実験を行うことができない。

4 動物実験計画を変更しようとする場合は、前 3 項の例による。

(実験操作)

第 13 条 動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たって、法、飼養保管基準、基本指針等に即するとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 適切に維持管理された施設等において動物実験等を行うこと。

(2) 動物実験計画書に記載された事項及び次に掲げる事項を遵守すること。

ア 適切な麻酔薬、鎮痛薬等の利用

イ 実験の終了の時期(人道的エンドポイントを含む。)の配慮

ウ 適切な術後管理

エ 適切な安楽死の選択

(3) 安全管理に注意を払うべき実験(物理的、化学的に危険な材料、病原体、遺伝子組換え動物等を用いる実験)については、関係法令等及び本学における関連する規程等に従うこと。

(4) 物理的、化学的に危険な材料又は病原体等を扱う動物実験等について、安全のための適切な施設や設備を確保すること。

(5) 実験実施に先立ち、必要な実験手技等の習得に努めること。

(6) 侵襲性の高い大規模な存命手術に当たっては、経験等を有する者の指導の下で行うこと。

2 動物実験責任者は、動物実験計画が完了したとき又は動物実験計画を中止したときは、所定の様式(様式 2)により、使用動物数、計画からの変更の有無、成果等について学長に報告しなければならない。

第6章 施設等

(動物実験施設の設置)

第14条 動物実験施設を設置(変更を含む。)する場合は、管理者が所定の動物実験施設設置承認申請書(様式3)を提出し、学長の承認を得るものとする。

2 学長は、前項の規定に基づいて申請された動物実験施設を委員会に調査させ、その助言により、承認又は非承認を決定する。

3 動物実験施設の管理者は、学長の承認を得た動物実験施設でなければ、当該動物実験施設での飼養若しくは保管又は動物実験等を行うことができない。

(動物実験施設の要件)

第15条 動物実験施設は、次の要件を満たすものとする。

(1) 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等であること。

(2) 動物種、飼養保管数等に応じた飼育設備を有すること。

(3) 床や内壁などが清掃、消毒等が容易な構造で、器材の洗浄、消毒等を行う衛生設備を有すること。

(4) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること。

(5) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。

(6) 実験動物管理者が置かれていること。

(実験室の設置)

第16条 動物実験施設以外において、実験室を設置(変更を含む。)する場合は、管理者が所定の実験室設置承認申請書(様式4)を提出し、学長の承認を得るものとする。

2 学長は、前項の規定に基づいて申請された実験室を委員会に調査させ、その助言により、承認又は不承認を決定する。

3 実験室の管理者は、学長の承認を得た実験室でなければ、当該実験室での動物実験等(48時間以内の一時的保管を含む。)を行うことができない。

(実験室の要件)

第17条 実験室は、次の要件を満たすものとする。

(1) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。

(2) 排泄物及び血液等による汚染に対して清掃及び消毒が容易な構造であること。

(3) 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。

(施設等の維持管理及び改善)

第18条 管理者は、実験動物の適正な管理並びに動物実験等の遂行に必要な施設等の維持管理及び改善に努めなければならない。

(施設等の廃止)

第19条 施設等を廃止する場合は、管理者が所定の施設等廃止届(様式5)を学長に届け出ること。

2 管理者は、必要に応じて、動物実験責任者と協力し、飼養保管中の実験動物を他の動物実験施設に譲り渡すよう努めなければならない。

第7章 実験動物の飼養及び保管

(標準操作手順の作成と周知)

第 20 条 管理者及び実験動物管理者は、飼養保管の標準操作手順を定め、動物実験実施者及び飼養者に周知するものとする。

(実験動物の健康及び安全の保持)

第 21 条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めるものとする。

(実験動物の導入)

第 22 条 管理者は、実験動物の導入に当たり、関連法令や指針等に基づき適正に管理されている機関から導入するものとする。

2 実験動物管理者は、実験動物の導入に当たり、適切な検疫、隔離飼育等を行うものとする。

3 実験動物管理者は、実験動物の飼養環境への順化・順応を図るための必要な措置を講じるものとする。

(給餌・給水)

第 23 条 動物実験管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物の生理、生態、習性等に応じて、適切に給餌・給水を行うものとする。

(健康管理)

第 24 条 動物実験管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験目的以外の傷害や疾病を予防するため、実験動物に必要な健康管理を行うものとする。

2 動物実験管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験目的以外の傷害や疾病にかかった場合、実験動物に適切な治療等を行うものとする。

(異種又は複数動物の飼育)

第 25 条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養、保管する場合、その組み合わせを考慮した収容を行うものとする。

(記録の保存及び報告)

第 26 条 管理者等は、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録を整備し、5年間保存するものとする。

2 管理者は、年度ごとに飼養保管した実験動物の種類と数等について学長に報告するものとする。

(譲渡等の際の情報提供)

第 27 条 管理者等は、実験動物を譲渡する際には、その特性、飼養保管の方法、感染性疾病等に関する情報を譲渡先に提供するものとする。

(輸送)

第 28 条 管理者等は、実験動物の輸送に当たり、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保、人への危害防止に努めるものとする。

第 8 章 安全管理

(危害防止)

第 29 条 管理者は、逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定めるものとする。

2 管理者は、人に危害を加える等の恐れのある実験動物が施設等外に逸走した場合には、速やかに関係機関へ連絡するものとする。

- 3 管理者は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者について、実験動物由来の感染症及び実験動物による咬傷等の予防及び発生時に必要な措置を迅速に講じるものとする。
- 4 管理者は、毒へび等の有毒動物の飼養又は保管をする場合は、人への危害発生防止のため、飼養保管基準に基づき必要な事項を別途定めるものとする。
- 5 管理者は、実験動物の飼養及び動物実験等の実施に関係のない者が実験動物等に接触しないように、必要な措置を講じるものとする。

(緊急時の対応)

第 30 条 管理者は、地震、火災等の緊急時に執るべき措置の計画をあらかじめ作成し、関係者に対して周知を図るものとする。

- 2 管理者は、緊急事態発生時において、実験動物の保護、実験動物の逸走による危害防止に努めるものとする。

第 9 章 教育訓練

(教育訓練)

第 31 条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、委員会が行う次の事項に関する所定の教育訓練を受けなければならない。

- (1) 関連法令、飼養保管基準等、本学の定める規程等
 - (2) 動物実験等の方法に関する基本的事項
 - (3) 実験動物の飼養保管に関する基本的事項
 - (4) 安全確保、安全管理に関する事項
 - (5) その他適切な動物実験等の実施に関する事項
- 2 委員会は、教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名を記録するものとする。記録は 5 年間保存する。
 - 3 管理者は、関係省庁や学術団体等が開催する関係会議への出席、シンポジウムやセミナー等の受講をもって教育訓練に代えることができる。この場合、受講内容を、速やかに委員会を通じて、学長に報告するものとする。
 - 4 動物実験実施者及び飼養者は、委員会が開催する年に 1 回以上の教育セミナーへの出席をもって教育訓練とする。
 - 5 学生実習については、動物実験を伴う実験実習前に、必要な教育を行うものとする。

第 10 章 自己点検・評価・検証

(自己点検及び評価)

第 32 条 学長は、委員会に、基本指針への適合性に関し、自己点検・評価を行わせるものとする。

- 2 委員会は、動物実験等の実施状況等に関する自己点検・評価を行い、その結果を学長に報告しなければならない。
- 3 委員会は、管理者、動物実験実施者、動物実験責任者、実験動物管理者並びに飼養者等に、自己点検・評価のための資料を提出させることができる。
- 4 学長は、自己点検・評価の結果について、学外の者による検証を受けるよう努めるものとする。

第 11 章 情報公開

第 33 条 本学における、動物実験等に関する情報（動物実験等に関する規程、実験動物の飼養保管状況、自己点検・評価、検証の結果等の公開方法等）を毎年 1 回程度公表するものとする。

第 12 章 補則

（準用）

第 34 条 実験動物以外の動物を使用する動物実験等については、飼養保管基準の趣旨に沿って行うよう努めるものとする。

（適用除外）

第 35 条 畜産に関する飼養管理の教育若しくは試験研究又は畜産に関する育種改良を目的とした実験動物（一般に、産業用家畜とみなされる動物種に限る。）の飼養又は保管、及び生態の観察を行うことを目的とした実験動物の飼養又は保管については、本規程を適用しない。

（雑則）

第 36 条 本規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員会の議を経て学長が定める。

附則

この規程は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附則

- 1 この規程は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。
- 2 武庫川女子大学動物実験委員会規程（平成 6 年 11 月 7 日 規程第 5 号）は廃止する。
- 3 前項の規定の施行の際、前項の規定による廃止前の武庫川女子大学動物実験委員会規程（以下「廃止前の規程」という。）に基づく動物実験委員会委員である者は、本規程に基づく当該委員会委員として任命されたものとみなす。
- 4 第 2 項の規定の施行の際、廃止前の規程に基づく動物実験委員会の委員長及び副委員長である者は、第 7 条第 1 項及び同条第 2 項の規定に基づき、当該委員会の委員により互選されたものとみなす。
- 5 第 3 項の規定により任命されたものとみなされた者の任期は、第 8 条の規定にかかわらず、施行日において引き続き廃止前の規程に基づく動物実験委員会委員とした場合における当該委員の残任期間とする。
- 6 第 2 項の規定の施行の際、廃止前の規程に基づき廃止前の動物実験委員会が付託していた事項は、本規程に基づく当該委員会が審議又は調査する事項とみなす。

使用動物	動物種	系統	性別	匹数	微生物学的品質	入手先（導入機関名）	備考
					SPF, クリーン, CV		
					SPF, クリーン, CV		
					SPF, クリーン, CV		
					SPF, クリーン, CV		
安全管理 (選択項目を■)		<input type="checkbox"/> 遺伝子組換え動物・特定外来生物の使用 <input type="checkbox"/> 有害化学物質（毒物・発癌剤等）の使用					
		<input type="checkbox"/> 遺伝子組換え微生物の使用					
3R	当該動物種と使用数を必要とする理由						
	動物の苦痛軽減、排除の方法 (選択項目を■)	<input type="checkbox"/> 1. 短時間の保定や注射等の軽微な苦痛の範囲で、特に処置を講じない。 <input type="checkbox"/> 2. 麻酔薬・鎮痛薬等を使用する。[薬剤名： _____] <input type="checkbox"/> 3. その他 (_____)					
	手術後の動物の管理 (選択項目を■)	<input type="checkbox"/> 頻回の観察 <input type="checkbox"/> 保温 <input type="checkbox"/> 補液 <input type="checkbox"/> 特別食の給餌 <input type="checkbox"/> 栄養剤の投与 <input type="checkbox"/> 鎮痛剤の投与 <input type="checkbox"/> 抗生物質の投与 <input type="checkbox"/> その他 (具体的に記入： _____)					
	動物実験終了時の安楽死の方法 (選択項目を■)	<input type="checkbox"/> 1. 麻酔薬等 [薬剤名： _____]の過剰投与・過剰吸引 <input type="checkbox"/> 2. 深麻酔下 [薬剤名： _____]系の全採血・放血 <input type="checkbox"/> 3. 炭酸ガス <input type="checkbox"/> 4. 中枢破壊 [具体的な方法： _____] <input type="checkbox"/> 5. その他 (_____)					
関係委員会		倫理委員会			組換えDNA実験安全委員会		
申請書等提出年月日 (該当項目をすべて■)		<input type="checkbox"/> 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日			<input type="checkbox"/> 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日		
承認年月日 (委員会記入欄)		<input type="checkbox"/> 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日			<input type="checkbox"/> 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日		
※ 前年度からの継続の場合は成果を記入・変更の場合はその理由を記入							
継続の場合 (前年度の成果)		※ (前年度に発表した論文等、あるいは実施した実験の概要などを記載、必要に応じて資料添付)					
変更の場合 (理由)							
その他特記事項							
委員会記入欄		審議の結果		適合・修正・不適合			
		修正意見等:					
学長承認欄		承認：平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日					
		本実験計画を承認します 承認番号：第 _____ 号 <div style="text-align: right;">武庫川女子大学長</div>					

平成 年度武庫川女子大学動物実験結果報告書

様式2 (第13条関係)

平成 年 月 日

武庫川女子大学長 殿

武庫川女子大学動物実験規程13条第2項の規定に基づき、下記の通り報告します。

動物実験責任者	氏名	所属	職種	連絡先
	印		教授	連絡先TEL ; e-mail ; @mukogawa-u.ac.jp
研究課題名				承認番号
成果 (予定を含む) (選択項目を■)	実験の実施状況 <input type="checkbox"/> 1. 計画通りに実施 <input type="checkbox"/> 2. 一部変更して実施* <input type="checkbox"/> 3. 中止 注意事項 (結果の概要を簡潔に記述すること。得られた業績、例：学会発表、雑誌論文、図書、工業所所有権などについて、発表者、演題名、発表学会名、発表年月日、著者名、論文表題、雑誌名、巻・号、発行年、頁、出版社などを記載。)			
	動物種		総申請匹数	
使用動物匹数	系統名		総使用匹数	
3R	動物の選択 (選択項目を■)	・使用した動物種は適正であったか。また、動物を適正に用いたか。 <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適→		
	動物数の削減 (選択項目を■)	・使用動物数（実験使用数及び繁殖数）の削減に努めたか。 <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適→		
	動物の苦痛軽減 安楽死 (選択項目を■)	・動物の苦痛軽減、排除及び安楽死を適正に行ったか。 <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適→		
施設の利用 (選択項目を■)	・動物実験・飼育室を適正に利用したか。 <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適→			
特記事項				

*「変更」の実験計画書を提出、承認済みであること

動物実験施設設置（新規・変更）承認申請書

様式3（第14条関係）

武庫川女子大学長 殿

管理者（動物実験施設を設置する学部長等）

部局名：

部局長氏名：

印

武庫川女子大学動物実験規程14条第1項の規定に基づき、下記の動物実験施設設置の承認について申請します。

申請年月日 年 月 日 受付年月日 年 月 日

受付(承認)番号 ※新規の場合は記入不要、変更の場合は承認番号を記入してください。

※変更の場合は、該当箇所のみ記入してください。

1. 動物実験施設の名称	名称： 場所：
2. 動物実験施設の管理体制	<実験動物管理者> 所属： 職名： 氏名： 連絡先：TEL e-mail： @mukogawa-u. ac. jp 関連資格： 経験年数： <飼養者>（人数が多い場合、別紙に記載して添付してください。） 所属： 職名： 氏名： 連絡先：TEL e-mail： @mukogawa-u. ac. jp 関連資格： 経験年数：
3. 動物実験施設の概要	1) 建物の構造：（例：鉄筋コンクリート造） 2) 飼育室の床、内壁及び天井の構造： 3) 空調設備：（例：飼育室の温湿度制御、換気回数及び明暗時間の設定条件等） 4) 飼養保管する実験動物種： 5) 飼育ケージの規格と最大収容数： 6) 逸走防止策：（ネズミ返し、ケージの施錠前室の有無、窓や排水口の封鎖等） 7) 動物飼育機材の洗浄設備の名称と規格 8) 動物飼育機材の滅菌設備の名称と規格 9) 臭気、騒音防止策 10) 廃棄物の処理方法

実験室設置承認申請書

様式4 (第16条関係)

武庫川女子大学長 殿

申請部局長

部局名：

部局長氏名：

印

武庫川女子大学動物実験規程16条第1項の規定に基づき、下記の実験室設置の承認について申請します。
ただし、本実験室においては実験動物を48時間以上飼養保管しません。

申請年月日 年 月 日 受付年月日 年 月 日

受付番号

1. 動物実験室の名称	
2. 実験室の管理体制	<実験動物管理者> (例：教室主任者等) 所属： 職名： 氏名： 連絡先：TEL e-mail： @mukogawa-u.ac.jp
3. 動物実験施設の概要	1) 実験室の面積： (m ²) 2) 実験に使用する実験動物の種類： 3) 実験室の床、内壁及び天井の構造： 4) 逸走防止策： (ネズミ返し、ケージの施錠前室の有無、窓や排水口の封鎖等) 5) 臭気、騒音防止策： 6) 廃棄物の処理方法：
4. 特記事項 (例：化学的危険物質や病原体等を扱う場合等の設備構造の有無等)	
5. 委員会記入欄	調査年月日： 年 月 日 調査員氏名： 調査結果： <input type="checkbox"/> 申請された実験室は規程に適合する。 (条件等 <input type="checkbox"/> 改善後、使用開始すること。) <input type="checkbox"/> 申請された実験室は規程に適合しない。 意見等
6. 学長承認欄	承認： 平成 年 月 日 本申請を承認します 承認番号： 第 号 武庫川女子大学長

添付資料

- 1) 実験室の位置を示す地図
- 2) 実験室の平面図

施設等（動物実験施設・実験室）廃止届

様式5（第19条関係）

武庫川女子大学長 殿

年 月 日

届出部局長 部局名：

部局長氏名：

印

武庫川女子大学動物実験規程19条第1項の規定に基づき、下記のとおり届出いたします。

1. 廃止する動物実験施設または実験室の名称	設置承認番号（ ）
2. 管理者	所属： 職名： 氏名： 連絡先：TEL e-mail： @mukogawa-u. ac. jp
3. 廃止年月日	年 月 日
4. 廃止後の利用予定	
5. 廃止時に残存した飼養保管動物の措置 (施設の場合のみ記載)	残存飼養保管動物の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 有の場合措置
6. 特記事項	
7. 委員会記入欄	
8. 学長記入欄	武庫川女子大学長